

福島県内水面水産試験場における科学研究費助成事業-科研費-の研究実施規定

福島県内水面水産試験場長制定

平成30年12月 1日

(目的)

第1条 この規定は、福島県内水面水産試験場の研究者が行う研究のうち、科研費を受けて行う研究について、その取扱いの方針を定め、もって科研費による研究成果をあげるとともに研究成果の普及を図ることを目的とする。

(組織の責任体制)

第2条 組織全体を総括し、科研費の運営・管理について最終責任を負う者(最高管理責任者)を福島県内水面水産試験場長と定める。

- 2 最高管理責任者を補佐し、科研費の運営・管理について機関全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者(統括管理責任者)を福島県内水面水産試験場生産技術部長及び調査部長と定める。
- 3 科研費の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ者(コンプライアンス推進責任者)を福島県内水面水産試験場事務長と定める。
- 4 研究倫理教育責任者を福島県内水面水産試験場事務長と定める。

(組織、研究を行う職)

第3条 研究活動を行うことを職務に含む者として所属し、研究活動に実際に従事するものは下のとおりである。

- (1) 生産技術部 (部長、専門研究員、主任研究員、副主任研究員、研究員、専門員)
- (2) 調査部 (部長、専門研究員、主任研究員、副主任研究員、研究員、専門員)

(研究計画の策定)

第4条 研究者は、科研費による研究については、他の業務に支障を及ぼさない範囲において、「福島県農林水産業の試験研究推進方針」に基づき、自発的に研究計画を立案し、実施するものとする。

- 2 当該研究計画を立案し実施しようとする研究者は、あらかじめ文部科学省又は独立行政法人日本学術振興会が定める様式に従った研究計画調書を作成し、当該調書の写しを、福島県内水面水産試験場長に提出するものとする。

(研究の実施)

第5条 研究者は、科研費による研究を行う場合は、福島県内水面水産試験場の活動として実施するものとする。

(研究成果の取り扱い)

第6条 研究者は、科研費により行った前条の研究については、他の規定に係わらず、当該研究の研究成果について自らの判断で公表できるものとする。また、公表に当たっては、職務として自発的に学会等に参加できるものとする。

(研究報告の義務)

第 7 条 科研費による研究を行う研究者は、科研費に係る規定及び交付の際に附される諸条件に従い報告書を作成し、当該報告書等の写しを福島県内水面水産試験場長に提出するものとする。

(管理等の事務)

第 8 条 科研費の研究計画調書の取りまとめは生産技術部長及び調査部長、補助金の経理管理等の事務は、事務部が所轄する。

- 2 物品の発注は、県財務規則等の規定に基づき、適正に処理するものとする。具体的には研究者が物品発注を起案し、事務部の事務職員が発注を行う。研究者本人は発注を行わない。
- 3 物品の検収は、県財務規則等の規定に基づき、適正に処理するものとする。具体的には業者が事務局に持ち込んだ物品について、事務部(発注者と別の者)が、品名・数量等を確認後、納品書に検収印を押印し、研究部に納品させる。
- 4 出張に係る旅行命令、旅費の支出及び復命については、県旅費条例、県職員服務規程等の規定に基づき適正に処理するものとする。具体的には研究者が庶務システムにより旅行命令の申請を行い、内水面水産試験場長が承認する。支払事務は、研究者が庶務システムにより復命を行い、内水面水産試験場長が決裁し、事務部の事務職員が予算確認を行い、事務長が支払を承認する。なお、用務終了後には、復命書、領収書及び航空券半券等により事実確認を行う。
- 5 研究者からの依頼に基づいて事務部の事務職員が非常勤職員(賃金支弁職員)の雇用伺いの決裁を取る。非常勤職員(賃金支弁職員)の任免は内水面水産試験場が内申を行い農林水産部農林総務課が任免し、服装及び賃金の支給に関する事務については、事務部の事務職員が行う。県賃金支弁職員雇用等管理規定の規定に基づき適正に処理するとともに、内水面水産試験場長は、作業終了後に業務日誌及び勤務報告等により事実確認を行う。

第 9 条 研究費の適正な管理のため、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成 19 年 2 月 15 日(平成 26 年 2 月 18 日改正)文部科学大臣決定)を踏まえ、内部監査を行う。

- 2 内部監査を行う者は、福島県内水面水産試験場長が指名する事務長とする。
- 3 監査の対象は、前年度の契約実績の約 10%を抽出したものとし、会計書類の検査並びに購入物品使用状況に関する研究者からのヒアリングにより確認する。

第 10 条 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成 19 年 2 月 15 日(平成 26 年 2 月 18 日改正)文部科学大臣決定)を踏まえ、科研費の運営・管理に関わる全ての構成員にコンプライアンス教育を行い、不正を行わないことなどを盛り込んだ誓約書を提出させる。誓約書の提出がない場合は、科研費の管理・運営に関わらせない。

- 2 公正な研究活動を推進するため、「研究活動における不正行為への対応等に関する

ガイドライン」(平成26年8月26日文科科学大臣決定)を踏まえ、研究活動に関わる者を対象に定期的に研究倫理教育を行う。

(法令等の遵守)

第11条 福島県内水面水産試験場に所属する研究者は科研費による研究の遂行に当たり、関係法令等並びに文部科学省及び独立行政法人日本学術振興会が定める各種の科研費に関するルールを遵守するものとする。

附則

この規定は、平成30年12月1日から施行する。